

## **公益財団法人松風会職員の退職手当に関する規程**

### (趣旨)

第1条 この規程は公益財団法人松風会の職員の退職手当について必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程による退職手当は公益財団法人松風会の職員（非常勤、臨時職員を除く。以下単に職員という）が退職した場合、当該職員（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。但し本人の非違により解職された者には支給しない。

### (普通退職の場合の退職手当)

第3条 職員が退職した場合の退職手当の額は、退職の日における当該職員の給料月額の100分の100に該当する額に勤続年数を乗じた額とする。

### (自己都合退職の場合の退職手当)

第4条 職員が自己の都合により退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額の100分の100に該当する額に勤続年数を乗じた額とする。

### (死亡の場合の退職手当)

第5条 死亡により退職した職員に対する退職手当は、第3条により算出した額に給料月額の3ヶ月分を加えた額を遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条より第45条までの規程による。

### (時間の計算)

第6条 退職手当の算出の基礎となる在職期間の計算は、職員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数とする。

2 前項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数が6ヶ月以上の場合は、これを1年とし、5ヶ月以下の場合は切り捨てる。

### 附 則

- 1 この規程は昭和50年3月1日から施行する。
- 2 この規程は常務理事に準用する。
- 3 平成28年4月1日から施行する。